

憲法 9 条から見た原発問題

深 草 徹

兵庫県弁護士会会員

兵庫県弁護士 9 条の会会員

弁護士法人神戸あじさい法律事務所所属

1 はじめに

かつて私は、漫然と考えていた。19世紀末から20世紀前半に飛躍的に発展した核物理学、核化学、原子力工学の成果を、人類の生活向上に生かすことは当然のことであり、安全性の確保が大前提ではあるが、原発を導入し、利用することは必ずしも反対することではないのではないかと。1986年4月、チェルノブイリ原発事故に直面したときも、うかつにも、日々の目先の業務にかまけて、深くその意味を考えることをせず、漠然と原発の危険性を考えるにとどまり、「脱原発」の行動に加わることはなかった。しかし、福島第一原発事故の衝撃は余りにも大きかった。遅ればせながら、私も、原発から速やかに撤退しなければならないと考えるようになった。

私は、先に、核燃料サイクルの問題点を検討し、いまや、それは完全に破綻していることを指摘、原発推進路線は、早晚、撤退を迫られること必定であることを論証し、市民は、確信を持って「脱原発」の運動を強めなければならないことを呼びかける一文を発表したことがある（拙文「原子力発電に反対することは憲法実践である」兵庫県弁護士9条の会発行）。本稿は、その続編である。

昨年12月の総選挙の結果、自民党が衆議院480議席のうち、295議席を占め、衆議院では、その他の改憲勢力とあわせると憲法改正発議要件である総議員の3分の2以上となることは確定的となった。一方、参議院においては、総議席242のうち、自民党は83に過ぎず、その他の改憲勢力を加えても3分の2には満たない状況である。しかし、今夏の通常選挙によって、参議院でも、改憲勢力が3分の2以上の議席を獲得することになれば、憲法9条の改正が現実的な歩みを進めることになってしまうだろう。実際、新たに発足した安倍政権は、アベノミクスなるバブル政策によって円安・株高を現出し、見かけ上の景気回復の雰囲気を出演することに成功しているようで、高い内閣支持率を維持し、自民党もその恩恵に浴して支持率を増やしている。このままでは、自民党ほか改憲勢力が大幅に議席を伸長させることを危惧せざるを得ない状況にある。

安倍政権は、当面憲法96条の憲法改正規定の要件緩和をはかることを優先するとしつつ、9条のもとでも集団的自衛権は認められるとの解釈改憲を押し進めるとともに、9条を、自衛権の発動を容認する、国防軍を持つなどの趣旨の盛り込んだ規定に改正することなどを内容とする改憲案を掲げている（2012年4月策定の自民党・「日本国憲

法改正草案」)。

安倍政権は、原発問題に関しても、民主党政権のもとで動揺していた原発推進路線を立て直し、旧来の軌道に修復しようとしているやに見える。

本稿では、原発を導入、推進してきたことは誤りであること及び速やかに原発をやめるべきであることの論拠を提示した上で、そうしたことは誰もが理解できる当たり前のことであるのに、わが国政府は、なぜ導入し、推進してきたのか、またなぜ今、速やかに原発をやめられないのかとの疑問を提起し、その疑問を解明することを試みた。そして解明された答えは憲法9条からは到底容認できないこと、従って「脱原発」の運動は憲法9条を守る運動と通底するものであることを明らかにし、「脱原発」の運動は、憲法9条を守る運動と論理的に結合するものであるから、これらの運動を総結集して、安倍政権の野望を打ち砕かねばならないことを提唱する。

2 「脱原発」の声

福島第一原発事故後、「脱原発」の声は、国民の中に深く浸透して、国民の多数意見となった。世論調査の結果を見て見よう。

(1) 安倍政権成立前

朝日新聞が2011年4月16、17日に実施した全国定例世論調査(電話)では、「原子力発電は今後どうしたらよいか」という質問に対する回答は、「増やす方がよい」5パーセント、「現状程度にとどめる」51パーセント、「減らす方がよい」30パーセント、「やめるべきだ」11パーセント。2007年の朝日新聞の調査では、「増やす」13パーセント、「現状程度」53パーセント、「減らす」21パーセント、「やめる」7パーセントで、「減らす」と「やめる」の合計が28パーセントにとどまっていたから、それと比べると世論は、「脱原発」へシフトしつつある途上にあったと見るべきであろう。

これに引き続いて朝日新聞が2011年6月11、12の両日実施した定例の全国世論調査(電話)では、「原子力発電を段階的に減らして将来はやめる」ことに賛成が74パーセント、反対が14パーセントだった。さらに定期検査で運転停止している原発に関して、「国が求める安全対策が達成されれば」という条件を掲げて、再開の賛否を聞いたところ、再開に賛成51パーセント、反対35パーセントだったが、原発のある13道県では、再開反対が全体よりやや多かった。世論は、このころまでには「脱原発」へ大きくシフトしたと言える。

この後、どの世論調査も、以下のとおり同様な結果を示している。

共同通信が2011年7月23、24両日に実施した全国世論調査(電話)。菅直人首相が表明した「脱原発」方針に対し、「賛成」は31・6パーセント、「どちらかといえば賛成」が38・7パーセントで、計70・3パーセントを占めた。

毎日新聞が2011年8月20、21日実施した全国世論調査(電話)。原発を「今すぐ廃止すべきだ」が11パーセント、「時間をかけて減らすべきだ」が74パーセン

ト、「減らす必要はない」は13パーセント。

この傾向は、翌2012年になっても続く。

朝日新聞が郵送方式で実施した世論調査（2012年8月25日発表）では、「原子力発電を全面的にやめるとしたら、いつごろが適当か」の問いに対し、「すぐにやめる」16パーセント、「5年以内」「10年以内」が各21パーセントで、10年以内に脱原発を望む人が計58パーセントとなった。他の選択肢は「20年以内」16パーセント、「40年以内」6パーセント、「40年より先」2パーセント、「将来もやめない」8パーセントだった。

毎日新聞が2012年9月17日発表した全国世論調査では、政府が2030年代の原発稼働ゼロを目指す方針を決めたことについて「支持する」は60%を占め、「支持しない」（36%）を大きく上回った。

（2） 安倍政権発足後

本年1月16日、NHK、民主党政権下で策定された原発を2030年代にゼロとするという「革新的エネルギー・環境戦略」を見直すという安倍総理が打ち出した考えについて、「見直し賛成」が43パーセント、「見直し反対」が21パーセント、「どちらともいえない」が30パーセントであったとの世論調査の結果を発表した（NHKによれば、本年1月12日から3日間、全国の20歳以上の男女を対象に、コンピューターで無作為に発生させた番号に電話をかける「RDD」という方法で世論調査を行い、調査対象の68パーセントにあたる1138人から回答を得たとのことである。）。しかし、これは設問の立て方を単純化し過ぎているのみならず、もともと「革新的エネルギー・環境戦略」自体、ただちに原発ゼロという大きな国民世論を抑えて策定された経緯もあって必ずしも脱原発世論をくみ上げたものとは言えないものであった（見直しと言っても「ただちにゼロ」という方向への見直しもある。）ので、この結果を見て、脱原発の声が衰えたと即断することはできない。むしろ、「見直し反対」が21パーセント、「どちらともいえない」が30パーセントという数字に意味がある。

福島民報社が、福島第一原発事故の地元である福島で、本年1月5日まで行った県民意識調査によると、福島第一原発5、6号機、福島第二原発の再稼働の可否や将来のエネルギー源に対する考えを聞いたところ、その結果は、「全て廃炉にすべき」との回答が75・4パーセントを占め、「福島第二原発のみ稼働すべき」（16・4パーセント）と「全て稼働すべき」（3・2パーセント）の合計19・6パーセントを、55・8ポイント上回った。「分からない・無回答」は5・0パーセントだった。また今後、必要とされるエネルギー源・電力源は「新エネルギー」と答えた者が47・7パーセントであったとのことである（本年1月6日福島民報）。

朝日新聞が本年2月16、17日実施した全国定例世論調査（電話）では、原発を今後、どうするかとの質問に対し、「すぐにやめる」は13パーセント、「2030年より前にやめる」は24パーセント、「2030年代にやめる」は22パーセント、「2

030年代より後にやめる」は12パーセントで、「やめる」は計71パーセント。「やめない」は18パーセントにとどまった。

日本世論調査会（共同通信社とその加盟社のうちの計38社とで構成している世論調査の全国組織）が本年2月16、17日に行った世論調査では、原発を将来どうするかとの質問について、「依存度を徐々に減らし、将来的にはゼロにする」が50パーセント、「できるだけ速やかに原発をやめる」が18パーセント、「依存度は減らす将来も残す」が24パーセント、「今程度の原発の数や依存度を維持」は5パーセントだった（2月24日河北新報 3月10日京都新聞社説）。

毎日新聞が本年3月16日、17日実施した全国世論調査では、7月から施行される新安全基準が満たされても、再稼働を「認めるべきではない」との回答は52パーセントを占め、「認めるべきだ」の42パーセントを上回っている。

「脱原発」を求める国民の声は、決して衰えていない。

3 なぜ「脱原発」でなければならないのか

私が考える「脱原発」論の論拠を整理すると、おおむね以下のとおりである。

（1） 放射性物質を無害化することはできない。

原発を運転すると原子炉内に膨大な放射性物質がたまる。たとえば100万kwの軽水炉を約1年間運転すると、およそ30トンの使用済み燃料がたまる（原発は、これまでのところでは、約1年間運転継続し、定期検査に入っていた。核燃料は、その定期検査の際に3分1ずつ1ずつ取り替えられる。その時に取り出されるのが使用済み燃料である。）。それは、およそ1トンの核分裂生成物、300kg弱のプルトニウム、29トン弱のウラン、それに若干の超ウラン元素から成り立っている。核分裂生成物は、広島に投下された原爆の、実に、1000発分である。これらは全て放射性物質であり、放射線により人体に致命的ダメージを与える危険のある物質である。残念ながら、現在の科学・技術では、これを無害化できないのは勿論、その害を減少させることすらできない。

（2） 重大事故発生の危険性を排除できない。

① 外部的危険

地震国日本では、地震、津波は不可避である。またテロ攻撃などの事態もあり得る。これら全てのリスクに対処し、重大事故を完全になくすことは不可能である。

② 内部的危険

原子炉及び付帯設備・付属機器には、工学的・構造的に、重大事故発生の危険性がつきまとう。

例1： 压力容器の破壊の危険性

压力容器内には中性子ビームが飛び交っている。中性子は、压力容器の内壁に衝突すると、そこに、中性子照射脆化を引き起こす。压力容器は、肉厚約20cmの不純物の少ない高品質の鋼鉄でできた頑丈な構造物である

が、中性子に照射されると、鋼材の分子配列が攪乱される。これによって脆性遷移温度（これ以下の温度になると脆くなり、衝撃を与えるとガラスのようにガチャンと割れてしまう危険性が生じる温度。運転開始がなされる前の初期値はマイナス20度C程度である。）が上昇する。安全基準では93度Cとされているが、運転期間が長くなるとこれを超えてしまう。そうするとどうなるか。圧力容器内には、加圧水型軽水炉（PWR）の場合160気圧・320度Cほどの熱水（一次冷却材）が循環し、沸騰水型軽水炉（BWR）の場合でも70気圧・290度Cほどの熱水が循環している。もし何らかの事故で緊急炉心冷却装置（ECCS）が働らくと、30度C未満の冷水が圧力容器内に注入される。それによって大きな衝撃が発生する（これを加圧熱衝撃と言う。）。圧力容器は、一気に冷却される。このとき脆性遷移温度が高くなってしまっているのであるから、加圧熱衝撃により、さしもの頑丈な圧力容器も、ガラスが割れるように破壊されてしまう危険性が高まるのである。

例2： PWRの蒸気発生器の脆弱性

PWRによる発電メカニズムは以下のとおりである。圧力容器内の炉心を通る一次冷却材は、160気圧・320度Cほどの高圧・高温となる。その一次冷却材が、圧力容器から出て同じ格納容器内に設けられた蒸気発生器（1台の大きさは高さ約20m、外径約5m、重量約400トンにも及び、100万kw級の原子炉では4台設置されている。）に至り、細くて長い伝熱管を通る際に、外から引き込まれて伝熱管の外を循環する60気圧・220度Cほど二次冷却材に熱を伝え、蒸気に変える。こうして高温・高圧の蒸気となった二次冷却材は、格納容器外に出て動力となり、蒸気タービンをまわして発電する。

1台の蒸気発生器には、約4000本の伝熱管がある。伝熱管は、ニッケル合金（インコネル）できており、外径約20mm、大人の親指ほどの太さで、肉厚1mm強、長さ約20m、逆U字型に取り付けられている。ここを160気圧・320度Cほどの一次冷却材が流れ、外から来た60気圧・220度Cほどの二次冷却材と、肉厚1mm強の薄い管壁を介して接触するのである。伝熱管壁は、極めて過酷な状況にさらされ、減肉、応力腐食割れ、粒界腐食割れ、支持板の腐食・変形などが進行し、孔があいたり、折損したりして、冷却材喪失事故（LOCA）を引き起こす。わが国でも、1991年2月9日、美浜原発2号機で、伝熱管のギロチン破断により、原子炉がスクラムし、ECCSが作動する事故が発生している。

例3： その他

BWRには、炉心で熱せられた冷却材をそのまま取り出し、再度炉心に

循環させるための再循環ポンプという装置が設置されている。これは、炉心を循環する冷却材の流量・速度を変え、気泡（ボイド）を増減させることにより出力を調整する役割を果たす装置である。この再循環ポンプが、なんらかの原因で故障すると（わが国の事例では、1989年1月6日、福島第2原発3号機で、水中軸受が破損する事故が発生した。）、出力が不安定となり、急上昇して暴走する危険性がある。

また、たとえば110万kwのBWRでは、配管は、総本数約5万本、重量約1万トン、総延長約120km以上にも達し、その溶接箇所は10万箇所以上もある。当然のことながら、上記の伝熱管以外でも、同様の原因で、配管が破断するという事故は避けがたい。わが国でも、2001年11月7日、浜岡原発1号機で配管破断事故が発生している。

③ 人間のミスは防ぎ得ないこと

原子炉運転に関するミスは多発している。それがいくつも重なることにより重大事故が発生する。

例1： スリーマイル島原発2号機（PWR）事故。そもそもの引き金は、二次冷却材を循環させる主給水ポンプの故障であった。主給水ポンプが故障しても、補助給水ポンプが3台あるので、通常は、事故には至らない。しかし、このときは、3台とも出口弁が閉じてしまっていた。点検に手落ちがあったのである（運転規則違反。第1のミス）。そのため二次冷却材を給水できず、二次冷却材の循環が止まってしまったので、熱の逃げ場を失った一次冷却材の温度が上昇、圧力容器内の圧力が上昇した。しかし、加圧器の圧力逃し弁が正しく開いて、なんとかこれは正常に戻った。ところが、何と、圧力逃し弁が開いたままとなるアクシデントが発生（開固着）、そこから一次冷却材が大量に流出するLOCAが発生した。ただちに原子炉は、スクラムし、ECCSが作動し、原子炉の緊急時の安全装置は正常に作動した。ところがここで紛らわしい現象が生じた。加圧器に取り付けられた水位計の指示器が振り切れていたのである。実は、この現象は、加圧器の圧力逃し弁の開固着によって、一次冷却材が流出を続けたことにもなって盛んに発生したボイドのいたずらで、指示器が攪乱された結果の見かけ上の現象に過ぎなかった。ところがオペレーターはそのこと気付かず、これを圧力容器内は満水状態を示すものだとして断念してしまい、ECCSの注水量を少なくしてしまったのである（第2のミス）。その結果、炉心は加熱し、圧力容器内にボイドが大量に発生、2台ある一次冷却材ポンプが激しく振動し始めた。オペレーターは、そのままでは危険と判断してこれを止めてしまった（第3のミス）。このことにより炉心の加熱は更に進行、炉心が露出し、炉心熔融に至った。

例2： チェルノブイリ原発4号機（黒鉛減速軽水冷却圧力管型炉・RBMK炉）

の事故については、未だ事故原因が完全に解明されたとは言えないが、原子炉自体の工学的問題点（第1に、冷却材に大量にボイドが発生すると中性子の無駄食いが減少し、核分裂に寄与する中性子が増えるので出力が急上昇する。正のボイド効果と言われる。第2に、制御棒の動きが遅く、一斉に制御棒を差し込み、スクラムするとき、制御棒が全部入りきるまでに時間がかかるので、出力急上昇に追いつけず、暴走事故に至る危険性がある。）のほかに、オペレーターのミスがいくつも重なって重大事故に至ったことは間違いないようである。概略のことを述べると以下のようなものである。まず事故は、タービントリップという実験（原子炉を停止したときに、タービンの回転慣性力により非常用ディーゼル発電機が立ち上がるまでの間電力を供給し続けることができるかどうかを調べる実験）を準備しているときに発生したのであるが、本来、オペレーターは、原子炉を安全に停止させることを優先すべきであるのに、むしろ実験を進めることにのみ専心してしまった（第1のミス）。しかもオペレーターは、上記の原子炉の工学的特性を十分に把握していなかった（第2のミス）。さらに、原子炉は、低出力で長時間運転すると、炉内にキセノン135という核分裂生成物がたまっていく。この物質は中性子をさかんに吸収する性質を持っているので原子炉の出力を低下させる役割を果たす。これをキセノンの毒物効果というのであるが、オペレーターは、この原理を理解せず、いよいよ実験にはいるために出力を50パーセントから20パーセントに落とそうとして制御棒を挿入したところ、1パーセントにまで低下してしまった。これはキセノンの毒物効果と考えられる。ここで実験を諦めていれば事故は防ぐことができたであろうが、オペレーターは何が何でも実験を進めようとし、挿入されていた制御棒を必死に引き抜いて、出力上昇をはかった（第3のミス）。出力の落ちた原子炉の出力が急速にあがるとどうなるか。実は、ボイドが大量に発生するのである。そうすると先述の正のボイド効果により予期した以上に出力が急上昇する。RBMK炉では、低出力運転から急激に出力を上げてはいけないということは鉄則である。であるのにオペレーターはこの鉄則を無視してしまった（第4のミス）。出力の急上昇にあわてたオペレーターは、制御棒を一斉に差し込みスクラムしようとしたが間に合わず、核分裂は暴走して事故に至ったのである。

例3： 福島第一原発事故はどうか。地震、津波は、自然災害で防ぎようがないが、東電は、それに対する備え怠っていたこと、全電源喪失・炉心溶融というようなシビアアクシデントを想定していなかったこと（IAEAは原発の安全対策として5層からなる深層防護の考え方を示している。第1層は異常運転・故障の防止、第2層は異常運転の制御、故障の検出、第3層は安全な停止・設計基準内の事故の制御・放射性物質の閉じ込め、第4層は炉心溶融事

故に至ってしまったときにその影響を緩和する、第5層は放射性物質が大量放出されるに至った後に住民を守る、である。東電も国も、全電源喪失は起きない、炉心溶融は起きないとの安全神話にひたきって、第4層、第5層の対策を全く準備していなかった。たとえばベントの遅延、海水注入の遅れ、住民避難の指示に乱れがあり、SPEED I を利用できなかったことなど)、及び全電源喪失の場合でも、1号機の非常用復水器（IC）、2号機、3号機の原子炉隔離時冷却系（RCIC）という炉心を冷却する装置があるが、その操作を誤った可能性があることなど、いくつものミスが重なったことが指摘されている。

（3） 重大事故による膨大な被害

国や電力会社は、原発には、放射性物質を閉じ込める五重のバリアがあるので安全であると主張していた。第1のバリアは燃料ペレット（ペレットは0.2ミクロン程度の二酸化ウランの粉末を圧縮して、1800度C程度の高温で焼き固めた一種のセラミックスである。使用済み燃料として取り出すとき、ガス状の核分裂生成物の98パーセントがペレットの中にとどまっているとのことである。）、第2のバリアは燃料被覆管、第3のバリアは圧力容器、第4のバリアは格納容器、第5のバリアは原子炉建屋。これらにより放射性物質が環境に放出されることを防ぐことができる。しかし、福島第一原発事故は、これらがいかに他愛もないものであったかを証明してしまった。

重大事故により放射性物質が環境に放出されれば、広大な地域を、長期間にわたって汚染し、人々の生命・健康・生活、生業、産業を破壊し、巨大な被害を及ぼす。このことは、チェルノブイリ原発事故に続いて、福島第一原発事故でも、現実のものとなった。

（4） 核燃料サイクルの行き詰まり

核燃料サイクルとは、ウラン鉱山からウラン鉱を採鉱したあと、精錬、ウラン濃縮、核燃料加工までの過程からなるフロントエンド（もしくはアップストリーム）と、核燃料を原子炉で燃焼・使用した後の使用済み燃料の処理、廃棄過程であるバックエンド（もしくはダウンストリーム）からなる一連の過程いう。原発を導入している諸国において、バックストリームに関して、使用済み燃料を直接廃棄する（ワンススルー）か、使用済み燃料中にあるプルトニウム、ウランの再利用、放射性廃棄物の減容等を標榜して再処理をするのか、或いは高速増殖炉によりプルトニウムを生産することを目指すのか、大きな分岐がある。

- ① 先述のとおり100万kwの軽水炉を1年間運転すると30トンの使用済み燃料が生み出される。仮に福島第一原発事故直前に稼働していた54基、合計約4900万kwの原発を稼働率70パーセントで運転すると、毎年、1000トンもの使用済み燃料が発生する。

福島第一原発事故直前、わが国には、使用済み燃料が、各原発サイト内の使用済み燃料貯蔵プールに約13500トン、六ヶ所再処理工場の使用済み燃料貯蔵プールに約2800トン、合計約16300トンもため込まれていた。しかもこれらとは別に、1990年までに海外再処理施設（フランスのAREVA NC〈旧COGEMA〉ラ・アーク再処理施設と英国原子力グループBVGS〈旧BNFLのセラフィールド再処理施設〉）に再処理委託をした約7200トン及び東海再処理工場で再処理をした約1000トン、合計約8200トンの使用済み燃料から再処理によりプルトニウムとウランを取り出した残滓をガラス固化体に成形した高レベル放射性廃棄物が8000本以上（1トンの使用済み燃料を再処理すると1本の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体ができるとされている。）も貯蔵しなければならない。

使用済み燃料の内容物は、およそそのところその3パーセントが核分裂生成物、1パーセント弱がプルトニウム、96パーセント弱がウラン、残りは若干のアメリカシウム、キュリウムなどの超ウラン元素である。これらは全て放射性物質であり、プルトニウムの大半、ウランの一部は、残存核燃料である。だから環境に漏れ出さないようにし、冷却を続け、残存する核燃料が再臨界を起こさないように厳重に管理する必要である。

高レベル放射性廃棄物のガラス固化体は、直径約40cm、高さ約1.3m、重量約500kgほどの大きさであるが、成形直後にはおよそ2万テラ・ベクレルの放射能を持ち、容器のステンレス製キャニスター表面付近でおよそ1500Sv/時のガンマ線が計測される。高レベル放射性廃棄物のガラス固化体がもとのウラン鉱石の放射線レベルに戻るまでに、実に数万年というとてつもない時間がかかる。まことに人類と環境にとって厄介な代物である。

使用済み燃料を直接廃棄（ワンスルー）するにせよ、再処理して高レベル放射性廃棄物のガラス固化体とした上で廃棄するにせよ、これらを最終的に廃棄する方策は、未だ確保できていないし、見通しもない。これが第一の行きづまりである。

- ② わが国では、1955年12月、原子力基本法、原子力委員会設置法が制定され、翌1956年1月、原子力委員会が発足し、いよいよ原子力の研究、開発、利用の時代の幕が切って落とされた。原子力委員会は、おおむね5年ごとに「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定し、およそ20年のスパンで、原子力の研究、開発、利用の基本方針、目標、検討課題を提起し、原子力発電の導入、発展を強力に推進してきた。それによると1961年度に策定された第1回長期計画以来、使用済み燃料再処理、高速増殖炉を中心とした核燃料サイクルの研究、開発、実用化を原発推進のための不可欠の柱として追求することが謳われてきた。

使用済み燃料再処理とは、使用済み燃料からウランとプルトニウムを抽出して再利用できるようにし、その他の核分裂生成物、超ウラン元素などを廃棄処分にまわすことである。この使用済み燃料再処理を進める路線は、高速増殖炉を前提とする

ものであり、高速増殖炉計画が破綻をすれば、これも破綻するという関係にある。

高速増殖炉とは、15～20パーセントのプルトニウムと残りは天然ウランもしくは劣化ウランでできた核燃料（MOX燃料という。）を炉心中心部に密集して配置し、その周辺及び上部を天然ウランからなるブランケットで遮蔽し、炉心中心部において、プルトニウムに核分裂を起こさせる、その際、核分裂により放出された中性子を減速しないで、一部をプルトニウムに吸収させて次の核分裂を起こさせて臨界レベルでの核分裂を維持する、一部をブランケットに吸収させてウラン238をプルトニウムに変換させてプルトニウムを生産する、という具合に発電しつつプルトニウムを効率よく生産するように設計された原子炉である。高速増殖炉は発電をし、同時に、天然ウランもしくは劣化ウランの殆どの全てだと言ってもいいほど大量にあるウラン238・・・それ自体としては重くて堅いだけであまり役に立たない・・・を、超優良な核燃料であるプルトニウムに変換し、ウラン資源を計算上は140倍以上にまで活用することを狙った夢の原子炉とされてきた。

2001年1月の中央省庁再編により、科学技術庁所管から内閣府所管に移った原子力委員会は、2005年10月、従来の「長期計画」を改めて「原子力政策大綱」を策定したが、そこにおいても使用済み燃料再処理の堅持と高速増殖炉を2050年頃から商業ベースで導入することが謳われている。更に福島第一原発事故後の民主党政権下で、2012年9月14日、エネルギー・環境会議が策定した「革新的エネルギー・環境戦略」においても、使用済み燃料再処理路線と高速増殖炉計画は廃棄されていない。

しかしながらこれらは、とうの昔に、完全に破綻している。これが第2の行きづまりである。詳しい論証は省略するが、概略以下のとおりである。

まず高速増殖炉であるが、第1に、うたい文句のプルトニウム増殖効果もとても計算通りにはいかずそれほどのこともない、第2に、開発・建設・運転に膨大な資金を食うばかりで、到底採算があわない、第3に、原型炉「もんじゅ」の度重なる事故に象徴されるように技術的に極めて困難である、など実用化は無理と見るべきである。

また使用済み燃料再処理路線は、六ヶ所再処理施設の建設費用を、1989年当時の当初予算7000億円であったのに実際には2兆1930億円とおよそその3倍もの膨大な資金を注ぎ込んだ（なお、これは福島第一原発事故前のほんの通過点に過ぎず、さらに膨れあがる可能性がある。）が、未だ操業の見通しが立っていないこと、再処理から高レベル放射性廃棄物の処分に至る各プロセスにおいて大きな危険を抱えていること、再処理施設や付帯設備の計画能力自体も現実の要請に追いつけないこと、高レベル放射性廃棄物の最終処分地に至っては立地選定作業の入り口にまで至っていないこと、何よりも肝心の高速増殖炉計画が頓挫してしまったことなどから、その破綻は明白である。

なお、ついでに言えば、「長期計画」でも「大綱」でも、フロントエンドのウラン濃縮に関する研究、開発、実用化も重点目標とされてきた。

ウラン濃縮とは、以下の如くである。天然ウランは核分裂を起こすウラン²³⁵と核分裂を起こさない（起こしにくい）ウラン²³⁸から成っているが、ウラン²³⁵はわずか0.7パーセントしかなく、ウラン²³⁸が99.3パーセントも占めているので、そのままでは核分裂が起こりにくい。なんせウラン²³⁵の原子の大きさは1億分の1cm、原子核の大きさは10兆分の1cm、原子を甲子園にたとえるなら、原子核はその真ん中に置いたゴルフボール程度の大きさである。そのウラン²³⁵の原子が0.7パーセント、つまりごくごくまばらにしかないとすると、中性子がウラン²³⁵の原子核にあたる、もしくは近傍を通過して吸収されることがいかに確率の低い現象であるか容易に想像できるであろう。そこで少しでも核分裂を起こしやすいようにウラン²³⁵の構成比率を高め、その密度を大きくしてやる必要がある。これをウラン濃縮と言うのである。

軽水炉では通常ウラン²³⁵の構成比率が3パーセント程度のウランが核燃料として使用される。ウラン濃縮の技法としては、遠心分離法、ガス拡散法、レーザー法、熱拡散法などがある。いずれもウラン²³⁵とウラン²³⁸の僅かな質量差に基づく物理的特性を利用した技法である。

わが国では、動力炉・核燃料サイクル開発事業団（動燃。その後核燃料サイクル開発機構。さらに日本原子力研究所と併合されて現在の日本原子力研究開発機構。）の手により遠心分離法を用いたパイロットプラントが東海村に建設され、1979年から細々と操業された。その後、日本原燃株式会社の六ヶ所濃縮工場にバトンタッチされたが、故障があいつぎ計画どおりの稼働ができていない。その上、濃縮ウランの輸入価格に太刀打ちできないときているから、どう見ても採算性のある事業ベースに乗る見通しはない。

4 原発が導入、推進されてきたこと、また撤退できないことをどう考えるか

以上に見てきたように原発の導入、推進を否定すべき根拠あり、かつ原発は、客観的に見て行きづまりというほかはないから、政府にあっては、原発を導入、推進する政策をとってきたことは誤りであったし、速やかに原発から撤退するのが、合理的な政策判断だと言える。しかるに福島第一原発事故直前には全国に54基、総発電能力約4900万kwもの原発が稼働するほどに原発が繁栄を誇るに至ったのは何故だろうか。また福島第一原発事故を目の当たりにした後においても、2030年代に原発ゼロをめざすというにとどまり、使用済み燃料再処理路線も高速増殖炉の計画も封印しないという日和見的な「革新的エネルギー・環境戦略」しか策定できず、しかもそれさえも閣議決定できず、「参考にして政策を進める」としか閣議決定ができなかったのは何故であろうか。その謎に対する答えは、原発問題には、実は、安全保障問題、即ち防衛、外交上の重要問題が抜き差しならないかたちで絡み合っているということにあると私は考えるの

である。

(1) 原発は原爆製造の副産物

原発と原爆はコインの裏と表、分かちがたく結びついている。時代により状況によりどちらかが表になり、裏になる。しかし、もともと、原発は、原爆製造の副産物であった。このことは、以下に記す原発前史をたどれば明らかである。

1938年12月 オットー・ハーンらの研究グループ、ウラン235原子核に中性子を照射すると核分裂が起こること及び原子核1個の核分裂から発生するエネルギーは、およそ200MeVであることを発見(1個の核分裂のエネルギー200MeVというのは、 $1.60277646 \times 10^{-12}$ ジュールとごくごく小さい。しかしウラン235には、1kgあたり 2.56×10^{24} 個もの原子核があるので、仮に1kgのウラン235が核分裂を起こすと80億Kwもの膨大なエネルギー放出されることになる。)

これは、もともとウランに中性子を照射してウランよりも原子番号が大きい(つまり陽子の数が多い)元素を作り出すことを目的とした実験の際にたまたま起きた予期せざる発見であった。

オットー・ハーンらの研究成果に接して、アメリカの科学者らは、ウラン238に中性子を照射することにより陽子数94、質量239の元素をつくることができること、それは中性子を吸収すると核分裂を起こすこと、核分裂によりウラン235よりも多くの中性を放出し、より効率的に核分裂連鎖を起こし、より大きなエネルギーを発生することを理論的に予測した。

1939年 8月 アインシュタイン、ルーズベルト米国大統領に「非常に強大な新型の爆弾が作られることが、十分に考えられる」旨記した書簡を送る。

1941年 2月 シーボーグら、かねての理論的予測どおり陽子数94、質量239の元素を分離することに成功。原子番号92のウラン、93のネプツチウムがそれぞれ太陽系の惑星の天王星、海王星にちなんで命名されていたため、この原子番号94の元素は、当時、海王星の次の惑星と考えられていた冥王星 にちなんでプルトニウム命名された。シーボーグらは、実験的にプルトニウム239の核分裂を起こし、これも理論的予測どおりの結果が得られたとしてプルトニウム原爆の製造は可能と判定した。

1942年10月～ 1942年10月、ルーズベルト米大統領、原爆製造プロジェクトを決定、当初予算5億ドルの支出を承認(最終的には2

0億ドルにのぼった。ちなみにこれは日本円では、当時のレートで、約85億円に相当する。日本の1940年の国家予算が61億円であったから、とてつもなく巨額の資金である。)

プロジェクトは、陸軍マンハッタン工兵管区に所管させたことから通称「マンハッタン計画」と呼ばれる。

プロジェクトは、一番目がプルトニウム生産のための原子炉建設で、シカゴ大学でコンプトンが担当（実査には当時まだイタリア国籍であったエンリコ・フェルミが担当）、二番目がガス拡散法によるウラン濃縮で、カリフォルニア大学バークレー校でローレンスが担当することになった。

1942年12月、はやくも、エンリコ・フェルミは、黒鉛を減速材に用い、天然ウランを核燃料とする原子炉（実験炉）をつくり、臨界を達成することに成功（シカゴ・パイルー1）、プルトニウム239の純度90パーセント以上のプルトニウムが生産できることを確認した。その成果をもとに、1943年、シカゴ・パイルー1をベースにしたプルトニウム生産のための原子炉が、ワシントン州のハンフォードの広大な敷地に3基建設され、1945年7月中旬までに、プルトニウム原爆2発ができあがった。1発は、7月16日、ニューメキシコ州アラモゴードの砂漠での実験に用いられたトリニティ、もう1発は長崎に落とされたファットマンである。トリニティについては不明であるが、ファットマンについては6kg余りの高純度のプルトニウムが使用され、実際に核分裂を起こしたのはそのうち約600gであったと言われている。その爆発の威力は、TNT火薬換算で実に22キロトンほどであった。

一方、ウラン濃縮も順調進み、1945年1月には、テネシー州オークリッジにガス拡散法を用いたウラン濃縮プラントが完成、稼働を始め、間もなくニューメキシコ州のロスアラモス研究所の実験室でウラン235の即発臨界実験（「ドラゴン実験」呼ばれた。）にも成功し、やがてウラン原子爆弾リトルボーイとなって広島に投下された。リトルボーイに使用された高純度ウランの量はおよそ50kg、核分裂を起こしたのは800g～1kgと言われており、その爆発の威力はTNT火薬換算で15キロトンほどであった。

なお、日本でも1940年夏、日本帝国陸軍航空技術研究所長安田武雄中将と理化学研究所・仁科芳雄博士との原爆製造に関する非公式な話し合いが行われ、1941

年4月、同中将から理研所長に対し正式に原爆製造の研究が依頼された。同年10月には委託研究費8万円（先述のマンハッタン計画の初期費用5億ドル、日本円に換算して約21億円であったが、それと比べてさえも雀の涙ほどであり、到底これに太刀打ちできるものではなかった。）計上されるなど仁科博士による原爆製造の研究が進行する。後に「二号研究」と名付けられもしたが、結局、ウラン濃縮に失敗、ウラン鉱石の入手もできず、1945年5月、研究打ち切りとなった。また陸軍とは別に海軍も1942年夏から秋にかけて原爆製造の研究に乗り出し、京都帝国大学の荒勝文策に核分裂の基礎的研究を委託した。これは「F研究」と呼称されるが、机上の基礎的研究の域を出なかった。

（2） アトムズ・フォー・ピース・・・裏が表になる時代

戦後、日本を占領したアメリカは、連合国総司令官総司令部（GHQ・SCAP）として占領行政を担うことになったが、1945年10月、日本における原爆研究の芽を摘み取るべく、理研、京都大学、大阪大学にあった核物理学の実験装置であるサイクロトロンを破壊して海中に投棄したほか、同年9月22日付GHQ・SCAP指令第3号で原子力の研究を禁止し、さらには同月19日付同指令第33号・プレスコード第3項により広島、長崎の原爆被害の報道さえも抑え込んだ。

アメリカは、戦後いち早く、広島、長崎に原爆を投下した原爆の威力を、世界、とりわけ戦後世界の覇権をめぐる次第に対立を深めつつあったソ連に誇示し、原爆、さらにははるかに威力のある核兵器・水爆の開発を進め、核兵器を独占的に保有することによってソ連を封じ込めるという世界戦略を確立したのであるが、このような些末な出来事もそのような事情を背景にしてみれば、さもありなんことと頷くことができる（ついでに言えば、広島、長崎への原爆投下は、アメリカが公式的に述べているアメリカの将兵の犠牲を少なくして日本を降伏させるためにやむなく採用したという理由は、真実を語ったものではない。それは、第一に原爆の実戦的威力を試す実験であり、第二にソ連への威嚇である。）。

しかし、ソ連は、1949年8月、原爆実験に成功する。アメリカが、1952年11月、水爆実験に成功すると、1953年8月、ソ連もこれに追いつく。さらにイギリスも1952年2月には原爆を開発、保有するに至った。こうしてアメリカが描いた核独占の野望はついえ去った。

そこでアメリカが打ち出した次なる戦略が、アトムズ・フォー・ピースだったのである。アイゼンハワー大統領は、1953年12月8日、国連総会における演説で、「我が国は、破壊ではなく、建設をしたいと願っている。国々との戦争ではなく、合意を願っている。自国が自由の下に、そして他の全ての国の人々が等しく生き方を選択する権利を享受しているという自信の下に生きることを願っている。」と述べ、さらに原子力の平和利用について、「アメリカ合衆国が追求するのは、単なる、軍事目的での核の削減や廃絶にとどまらない。この兵器を兵士の手から取り上げるだけでは十分で

ない。軍事の覆いをはぎとり、平和の技術に適合させるための方法を知る人々の手に渡されなければならない。」とした上で、国連の下に国際的な原子力機関を設立することを提案し、特に、電力の乏しい地域に電力を供給することが原子力機関の目的の一つになると強調した。

これが契機となって、世界は、原子力の平和利用、即ち原発の研究、開発、利用に向かって大きな歩みを始めた。アイゼンハワー大統領が提唱した国際的な原子力機関も、1957年7月、国際原子力機関（IAEA）が、国連の傘下の国際機関として発足した。IAEAの掲げる目的は、原子力の平和的利用の促進及び原子力が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施、並びに原子力安全の確保である。

わが国でも、1952年4月、ソ連、中国を除外した片面的講和ながらもかたちの上では占領体制に終止符を打ち、独立を回復した。そして原子力の研究禁止規制はなくなり、世界の歩みに歩調を合わせることができるようになった。

しかし、原子力の平和利用、即ち原子力発電用の原子炉（原発）の開発、実用化は、所詮、軍事用のプルトニウム生産を目的とした原子炉を転用することに尽きるのであり、原子力の平和利用とは、コインの裏が表になったに過ぎないのである。従って、アトムズ・フォー・ピースのスローガンのもとで、核兵器の開発、製造は一層進展して行くことになるのは必然のことわりであった。

(3) アトムズ・フォー・ピースは何をもたらしたか

アトムズ・フォー・ピースのスローガンのもとで、アメリカとソ連の核軍拡競争はとめどもなく進行し、それはソ連の解体に至るまで続くことになった。

またアメリカ、ソ連、イギリスにとどまらず、1960年2月にはフランスが、1964年10月には中国が、それぞれ新たに核兵器保有国となった。

こうした事態を後追いし、追認するかのように、1968年6月、国連で核拡散防止条約（NPT）が採択され、1970年3月、発効した。NPTの概要は以下のとおりである。

① 核不拡散

アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の5か国を「核兵器国」と定め、核兵器国以外（「非核兵器国」）への核兵器の拡散を防止する。

② 核軍縮

各締約国は誠実に核軍縮交渉を行う義務を負うものとする。

③ 原子力の平和的利用

原子力の平和利用は各締約国の「奪い得ない権利」とするとともに、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、「非核兵器国」はIAEAの保障措置を受諾する義務を負うものとする。

しかし、NPTは、一方で核兵器を廃絶しないで現状凍結するものであるから「核

兵器国」5か国を特権国として固定化し、他方で原子力の平和利用を推進するという
ことを通じて逆に核兵器の拡散をもたらすという不合理極まりない条約であった。

事実、NPT体制下において、1974年5月にはインドが、1979年9月には
イスラエルが、1998年5月にはパキスタンが、2006年10月には北朝鮮が、
それぞれ核兵器保有国の仲間入りをした。さらに現在イランの核開発疑惑が問題とさ
れているし、かつてイラク、リビア、エジプトの核開発疑惑が取りざたされたように、
核兵器拡散の火の粉はとどまることなく広がる勢いを示している。なお、南アフリカ
は、2006年3月、1960年代に核兵器を開発・保有するに至ったが1990年
年代初頭までには全て廃棄した、と過去の核開発の経過を公表した。

インドは、1960年、カナダによって建設された研究炉（サイラス原子炉）を保
有した。さらに、1963年、これを発展させた発電用の重水減速天然ウラン原子炉
をカナダの技術供与のもとに建設した。インドは、1962年、原子力法改正により、
「インド国民の福祉、その他の平和目的、それに関連する事柄のために、原子力の開
発、規制、使用を推進する。」ことを強調していたこともあったからであろうか、この
技術供与にあたって、カナダは、セーフガード（IAEAによる保障措置）の適用対
象とはしなかった。インドは、アメリカから軽水炉も導入したが、さらにカナダから
2基目の重水減速天然ウラン原子炉を購入、1969年、竣工にこぎつけた。これに
ついてはカナダはセーフガードの適用対象とはしなかった。重水減速天然ウラン原子
炉が核兵器用のプルトニウム生産に資するものであることは言うまでもなく、インド
は、これら重水減速天然ウラン原子炉の運転から生み出されたプルトニウムによって
核兵器を製造するに至ったのであった。果たして、インドには、当初から核兵器を製
造する意図があったかどうかは推測の域を出ない事柄である。インドの政策変更は、
中国の核保有、バングラディッシュとの関係険悪化という情勢変化の中で、ゆっくり
と進行したとの見解もあるが、NPTへの加入を当初から一貫して拒否していること、
既に1964年9月に開かれたIAEA第8回総会で、インド代表は、「核爆発が国際
的監視の下で行われる限り、民生用工業技術において核エネルギーの爆発を使用する
便益が人類に否定される理由はない」と平和的核爆発の権利を主張していることなど
からすれば、早い段階で核兵器保有の企図を確立したとみるのが正しいかもしれない。
いずれにしてもインドのケースは、原子力の平和利用が核拡散をもたらすという一例
である。なお、インドは、IAEAの加盟国であり、指定理事国として重要な役割を
果たしている国であることは是非とも指摘をしておかねばならない。

パキスタンの核兵器開発は、カーン博士によってなされた。この人物は、1958
年、IAEAで、原発及び核燃料サイクルの担当者となってキャリアを積んだあと、
1970年代には、原発用の濃縮ウランを生産するウラン濃縮プラント会社・ウレン
コ（イギリス、ドイツ、オランダの共同出資による合弁会社）のオランダ工場で働い
ていたのであった。カーン博士は、原子力の平和利用によって培った専門知識、技術

を、パキスタンに持ち帰ったのである。その意味で、いわば原子力の平和利用の申し子といってもよかろう。従ってパキスタンの核兵器保有も、原子力の平和利用が核拡散をもたらす一例としてよいであろう。なお、パキスタンは、NPTには加入していないが、IAEAの加盟国ではある。

イスラエルは、未だに核兵器保有を公表していない。しかし、さまざまな状況証拠から、1979年9月、南アフリカと共同で、南大西洋上で、核実験を成功させ、核兵器を保有するに至ったことは間違いなく、現在、100発から200発の原爆を保有し、水爆やブースト型核爆弾の製造にも取り掛かっていると推定されている。イスラエルの核兵器開発も、フランスの協力で建設・稼働に至ったIRR-2という発電用原子炉（熱出力25MWの重水減速天然ウラン原子炉、1963年12月臨界）がその始まりであり、これまた原子力の平和利用が核拡散をもたらすという一例である。なお、イスラエルも、NPTには加入していないが、IAEAの加盟国ではある。

北朝鮮は、1980年代初め、核兵器開発の疑惑を持たれ、当時のソ連の働きかけと4基の発電用軽水炉供与の約束のもとで、1985年、NPTに加入した。この後1990年代初めころまで、IAEAは、北朝鮮のウラン鉱山開発を援助した。専門家の推定によると、北朝鮮には年間2000トンのウラン産出量があるとのことである。これはアメリカに匹敵するほどである。こうして北朝鮮も、NPT、IAEAを利用するだけ利用して、2003年1月、NPTを脱退した。北朝鮮もまた原子力の平和利用の促進、核兵器の拡散防止という目的の範囲内で、核兵器を保有するに至ったのである。

因みに、核兵器の拡散に寄与したカナダ、フランスは、インドと同様にアメリカ、イギリス、日本、ロシア、ドイツ、スペイン、南アフリカ、アルゼンチン、オーストラリア、中国と並んでIAEAの指定理事国である。

こうして核兵器は、アメリカ、ソ連の核軍拡競争による恐怖のスパイラルは終止符を打ったものの、水平的拡散はとどまるところがなく続いている。現在、世界9か国に、19000発もの核弾頭が存在すると推定されている（スウェーデンの国際平和に関する研究機関「ストックホルム国際平和研究所（Stockholm International Peace Research Institute）」の2012年版年鑑「SIPRI Yearbook 2012」による。）。

(4) わが国における原発推進の裏面にあるもの

わが国では、1954年4月、中曽根康弘らの力で原子力予算が成立して以来、急速に、原子力の平和利用、即ち原発推進の体制が整えられる。予算成立のおよそ1ヶ月後の同年5月、内閣に「原子力利用準備調査会」が設置され、1955年12月には、原子力基本法をはじめとするいわゆる原子力三法が成立、翌1956年1月には原子力委員会が発足した（初代委員長は正力松太郎）。そして同年9月には、第1回「長期計画」が策定され、発電用原子炉の導入の計画とともに、核燃料再処理、高速増殖

炉の自主開発、ウラン濃縮の開発を三本柱とする原発推進目標が掲げられた。ここで掲げられた目標は、2000年11月の第9回「長期計画」に至るまで、また「長期計画」を引き継いで2005年10月策定された「原子力政策大綱」に至るまで、基本的に踏襲されてきた。そのもとで、既に述べたように、福島第一原発事故前には全国に54基、総発電能力約4900万kwもの原発が稼働し、破綻したと断定せざるを得ない使用済み燃料再処理工場の建設、高速増殖炉の開発、ウラン濃縮工場の建設が進められてきたのであった。しかも民主党政権の下で策定された「革新的エネルギー・環境戦略」により、踏み込んでいたアクセルを多少とも緩める可能性が生じたのであったが、その後の自民党安倍政権は、これを見直し、再びアクセルを踏む方向にチェンジしようとしている。

以上はかつては裏であったが今は表になったコインの一面を素描したに過ぎない。では表から裏になった他の一面の絵姿はどうであろうか。

① 原子力開発草創期のエピソード

1954年3月、中曽根康弘が、原子力予算を押し込んだとき、この暴れん坊議員の経歴や言動や、提案趣旨説明を担当した同じ改進黨の小山邦太郎議員の「近代兵器の発達とはまったく目まぐるしいもので・・・中略・・・、米国の旧式な兵器を貸与されることを避けるがためにも、新兵器や、現在製造の過程にある原子兵器をも理解し、またはこれを使用する能力を持つことが先決問題である」との発言から、「原爆予算」とか「中曽根は原爆を作るんだろう」とかの批判があったとされている。

また、わが国はイギリス製の黒鉛減速炭酸ガス冷却原子炉（コールドーホール改良型原子炉）を第1号の原発として採用した（東海原発1号機。1965年5月・初臨界、1966年7月・営業運転開始）のであるが、同炉は、プルトニウム生産目的で開発された軍事用の黒鉛減速空気冷却原子炉を改良したものであったから、これを採用したこと自体に隠れた核武装目的を見る説もある。確かに、地震国日本で、黒煙ブロックを積み上げただけの構造の危険性などさまざまな安全性論議を押し切って導入が決められた経緯から、そういう疑念がもたれるのは当然であろう。

② 政府当局者や政権与党の政治家の核武装に関する発言を一瞥してみよう。かなり核武装に前のめりであるという印象を受ける。

- ・ 1957年5月7日、岸信介首相は、参議院内閣委員会において、核兵器の保有は法9条に触れるのかとの質問に答えて、核兵器と名前がつけば、いかなるものもこれは憲法違反と、こういう法律的解釈につきましては…（中略）…その自衛力の本来の本質に反せない性格を持っているものならば、原子力を用いまして私も差しつかえないのじゃないか、かように考えております」と述べた。
- ・ 1967年12月20日、増田防衛庁長官は、参議院予算委員会で「戦術的核兵器は外国に脅威を与えるのではなく、本土を守るためのものなので、保有する

ことができる」と述べた。

- ・ 1968年2月7日、倉石農相は、記者会見で「若い世代のために平和憲法を修正すべきであり」、「日本も原子爆弾と30万名の軍隊をも持たなければならない」と述べた。
- ・ 1968年2月10日、高辻内閣法制局長官は、参議院予算委員会で「核兵器はもってはならず、通常兵器はもってもよいと憲法に規定されていない。憲法には…戦力を保有しないという規定がある。しかし、現在、自衛隊法にもとづいて自衛隊が存在している。…自衛隊が憲法上、容認されるという解釈、まさにそれが兵器にたいする解釈でもある。すなわち、核兵器とその他の兵器は、憲法上では何の区別もない」と憲法9条の解釈論を披瀝した。
- ・ 1968年3月14日、岸元首相は、中部経済団体連合会で「現実的に近い将来に核兵器がなくなる可能性はなく、今後、現在の通常兵器が過去の竹やりのような存在」になることが予見される実情で「わが国が核武装することは当然である」と述べた。
- ・ 1968年6月13日、自民党の菊池議員は、衆議院内閣委員会で「非核三原則について言うほど馬鹿なことではない。時と場所によって核兵器を持つ必要が生じるものである。もし、日米安保条約が破棄され自力で日本を守らなければだめな場合が到来すれば、原子爆弾も水素爆弾も持たなければならない」と述べた。
- ・ 自民党の石原慎太郎議員は、『国防』1969年11月号で、日本が今後、大国と「対決するにあたり対等な外交的地位を確保するためには、昔風に言えば『大鑑巨砲主義』に進むべきであり、現在の『大鑑巨砲主義』は核兵器以外にない」と述べ、われわれが英国やフランス程度の核兵器を持たなければ、相当大きな譲歩をしなければならない事態が必ず生じるであろう」との意見を述べた。
- ・ 1971年7月8日、「時事通信」によると、中曽根防衛庁長官は、第四次『防衛力整備計画』にあたり、「日本国憲法は防衛用核兵器を禁止していない」と述べた。
- ・ 1978年2月18日、防衛庁の伊藤防衛局長は、衆議院予算委員会で「戦術核兵器であるとしても、それが『完全に防衛的なもの』であるならば、それで装備することは可能である」と述べた。
- ・ 1978年3月2日、園田外相は、衆議院外務委員会で、「憲法の規定自体に拘束されて日本が核兵器を保有できないとするものではない」と述べた。
- ・ 1978年3月8日、福田赳夫首相は、参議院予算委員会で「国の武装力を核兵器で装備する決定を採択できる」と述べた。
- ・ 1984年3月16日付朝日新聞によると、茂田内閣法制局長官は、「日本には固有な自衛権があり、最小限必要な自衛力をもつことができる。したがって、その範囲で核兵器を保有できるというのが政府の見解」と述べた。

- ・ 1998年6月17日、大森内閣法制局長官は、参議院予算委員会で、核兵器の使用と憲法9条との関係について「核兵器の使用も、わが国を防衛するための必要最小限にとどまるならば、可能ということに論理的になろうかと考える」と答弁した。
- ・ 2002年5月13日、安倍官房副長官は、早稲田大学での講演において「核兵器使用は違憲ではない」、「核兵器を持ちたいなら堂々とそう言うべきだ」と明言した。
- ・ 2002年5月31日、福田官房長官は、午後の記者会見で「核兵器の保有は憲法上は否定されない」と語り、「非核三原則見直し」に言及した。

③ 自衛隊、防衛庁の防衛構想

- ・ 1959年に「自衛隊」の統合幕僚会議事務局が作成した『第二次防衛力整備計画にたいする軍事的要請』という文書には、次のように書かれている。

「軍事装備は元来、精鋭なもの、強力なものを要求するので、核兵器を導入することは軍事的に当然の要求である。われわれの防衛作戦において核戦争を全面的に否定することはきわめて困難であり危険である。また、アメリカが戦略的にも戦術的にも核戦力を中心に装備していることから、連合作戦でアメリカは核兵器を使用する可能性がある。したがって、アメリカと連合して共産陣営に対抗するわが国も、核戦争遂行能力を保有することは望ましいと考える。軍事的に見るならば、核戦争に対処する能力はもちろん、防御用兵器を中心とする戦術兵器程度の使用能力は保有すべきである」。

- ・ 1969年に「防衛庁」が作成した『自主防衛計画』という文書は、日本が独自の核兵器とそれを運搬する大陸間弾道ミサイルを開発、所有する構想を明らかにしている。
- ・ 1970年『防衛白書』には、「小型の核兵器が自衛のために必要な最小限のもの、他国に侵略的脅威を与えないものであるならば、保有することは法理的に可能であるといえる」と指摘されている。

④ 核武装のポテンシャルを抑止力とする安全保障政策

上述の原子力開発草創期のエピソード、政府当局者や政権与党の政治家の発言は、核兵器を保有すべきであるとの意見ないしは保有したいとの願望の表出、もしくは核兵器を保有したとしても憲法9条に抵触しないとの見解を示すものであり、憲法9条に違背する言動として厳しく批判をされなければならないことは言うまでもないことであるが、それだからと言って、わが国政府が、核兵器を保有することを安全保障政策として採用したことを示すものではない。また自衛隊、防衛庁が明らかにしていた上述の構想も、具体的装備計画として現実に採用されたものではない。

しかし、これらが合流して、今、ただちには核武装をしないが、必要とあらばいつでも核兵器を持てる力、即ち核武装の技術的・産業的ポテンシャルを保持するこ

とが抑止力であり、安全保障の重要な資源とするという政策を生み出す力にはなるであろうし、またこれらはそういう政策をわが国政府が採用したことを示す徴憑であるとも言えるであろう。それを端的に表現したのが、防衛庁長官、防衛大臣を歴任した自民党の異色の政策通・石破茂政調会長（当時）の、2011年8月16日「報道ステーション」での「原発をなくすべきということを目標とするやり方には賛成してはおりません。原子力発電というのがそもそも、原子力潜水艦から始まったものですのでね。日本以外のすべての国は、原子力政策というのは核政策とセットなわけですね。ですけども、日本は核を持つべきだと私は思っておりません。しかし同時に、日本は（核を）作ろうと思えばいつでも作れる。1年以内に作れると。それはひとつの抑止力ではあるのでしょうか。それを本当に放棄していいのですかということ、それこそもっと突き詰めた議論が必要だと思うし、私は放棄すべきだとは思わない。」との発言である。

実際、以下の事実から、この政策は、非核三原則を国是とした佐藤栄作首相のもとで確立されたと考えられるのである。

- ・ 佐藤首相のブレーン、国際政治学者の若泉敬は、1964年12月2日付で「中共の核実験と日本の安全保障」という報告書を首相直属の内閣調査室（現内閣情報室）に提出した。若泉は、この中で「わが国はあくまでも自ら核武装はしないという国是を貫くべきだ」としつつ、同時に「何時でもやれるのだという潜在的な能力」をもつ必要があると強調、「原子力の平和利用に大いに力をそそぐと共に、他方では日本が国産のロケットによって日本の人工衛星を打ち上げる計画を優先的に検討するように提案したい」と提言した。
- ・ 既に述べたように、NPTは、1968年6月、国連で採択され、1970年3月、発効したのであるが、わが国がこれに署名したのは、署名受付開始後1年7ヶ月経過した1970年2月、批准をしたのがそれから6年余り経過した1976年6月であった。これは何を意味するのであろうか。

実は、この間に驚くべき出来事があったことを、2010年10月放映のNHKスペシャル「スクープドキュメント 『核』を求めた日本～被爆国の知られざる真実～」が解き明かしてくれた。それによるとわが国の外務省高官と西ドイツの外務省高官の秘密協議が、1969年2月3日から6日まで、東京と箱根・宮ノ下で行われ、わが国から「NPTに署名した後、10年から15年のうちに条約上の義務から免れざるを得ない『非常事態』が起こることを考えている」、「たとえ国際的な監視が注意深く行われても、日本は核弾頭を製造するための基礎となる核物資の抽出を行うことができる」、「もしいつか日本が必要だと思う日が訪れたら、核兵器をつくることができるだろう」と発言し、ドイツ側の腹をさぐったが、ドイツ側からは「これからの我々の仕事は、核を持ってもその意味がないというように国際政治の基本をつくり替えていくほかない」との優等生的対

応しかなされなかったとのことである。当時、わが国の外務省の有力者は、NPTは、わが国と西ドイツの核武装を阻止することに狙いがあると見なして、わが国と西ドイツとの連携を模索して、この秘密協議を持ったのだということを、このときの出席者で後に外務次官にまで登り詰めた村田良平（当時外務省国際資料部調査課長）は、晩年、2010年2月に行われたインタビューで明かしている。西ドイツ側の出席者であるエゴン・バール（当時西ドイツ外務省政策部長で1969年末に首相府副長官となる。）も、インタビューに答えて、「日本のみなさんは自ら特殊な状況について説明しました。『日本は憲法9条の下、戦力を持たないことになっているため、日本の原子力の平和利用に関する研究とロケット技術の開発に誰も異議を唱えられない。その結果、いつか必要になれば原子力とロケットを結びつけられる。比較的早く核兵器をつくることができる』という考えを示したのです」と述べている。

外務省は、1969年9月25日付外交政策委員会の名で作成した「わが国の外交政策大綱」（極秘無期限の指定がなされている。）において、核兵器については、NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策はとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル（能力）は常に保持するとともに、これに対する掣肘（せいちゅう）を受けないよう配慮する、又、核兵器の一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発するとしている。これは、上述の西ドイツとの秘密協議と整合性を持ち、核武装のポテンシャルを抑止力とする安全保障政策は、この時期には確固たるものになっていたことを示していると言えよう。

⑤ 原子力基本法の改正のもつ意味

2012年6月20日に成立した原子力委員会設置法の付則第12条で、原子力基本法第2条「基本方針」の規定に「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」との第2項を追加することが定められた。原子力基本法に「安全保障」なる国防分野のテクニカルタームが挿入されることになったのである。

この趣旨について、法文作成を主導した自民党・塩崎恭久衆議院議員は、アメリカの原子力規制委員会（NRC）に関する規定をモデルとしたものであつて原子力の軍事利用を念頭においたものではない、時の政権が代わればひそかに核武装をもくろむこともあり得るので、新たに設置される原子力委員会を主体とした査察強化をすることによって核不拡散に資することを目的としたのであると弁明している。しかし、核不拡散のための査察は「保障措置」（セーフガード）であつて、「安全保障（セキュリティ）」ではない。

そもそも軍事利用も所管するNRCには「公の防衛と安全保障を促進すること」

が目的とされているのは当然でそのモデルにしたとすれば、わが国も原子力の軍事利用があり得ることを認めることになる。さらに、政府は既に2008年5月、宇宙基本法を制定し、「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」

(第14条)と定め、宇宙開発利用を「安全保障」に資するように進めることを明言している上に、上記の原子力基本法改正と同時に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第4条を、「平和の目的に限り」の字句を削除し、「宇宙基本法第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」に改める改正をしている。前述の佐藤栄作首相のブレーンであった国際政治学者若泉敬の提言を思い起こして欲しい。彼は、ロケットの開発と原子力発電の推進により、いつでも核武装できる準備を進めるべきことを提言していたではないか。

上手の手から水が漏れる。原子力基本法の上記改正は、佐藤内閣のもとで確立した自民党政権の核武装のポテンシャルを抑止力とする安全保障政策が問わず語りに滲み出た、もしくはあぶり出されたと見るべきであろう。

5 憲法9条と核武装ポテンシャルを抑止力とする安全保障政策

(1) 憲法9条

憲法9条は、次のように定める。

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この規定の意味、内容は、憲法前文第2段をあわせて解釈すれば、一点の疑義もないほどに明確である。即ち、国際法上、独立国家としての固有の権利とされる自衛権の行使も含めて一切の戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄し、一切の戦力を保持しないことを宣言し、国家の安全・存立を、国際社会による平和維持の努力に委ねることとしているのである。これを絶対的平和主義と言う。

(2) 絶対的平和主義は我が国が自主的に選んだ道

① 国際的負託を無視した憲法改正作業

日本政府は、ポツダム宣言の受諾・降伏により、万世一系の天皇主権を定め、国民の権利・自由を制限し、民主主義を否定する大日本帝国憲法を、国民主権、基本的人権尊重、民主主義と平和主義に立つ憲法に改正する国際的負託を負うことになった。

しかし、1945年8月17日発足の東久邇宮内閣も、同年10月9日発足した幣原内閣も、閣僚は守旧的勢力が殆どで、天皇主権・国体を維持することに汲々とし、上記の負託に応えることは全くできなかった。

幣原内閣においては、1945年10月25日、無所任の国务大臣として入閣していた松本蒸治東大教授（商法）を委員長とする「憲法問題調査委員会」が設置され、当初は憲法の調査・研究にあたることとされたが、間もなく憲法改正案の検討をし、準備を進めることとなった。しかし、1946年2月1日、毎日新聞によってスクープされた「憲法問題調査委員会試案」（これは憲法学者・東大教授宮沢俊義作成の甲案、乙案のうちの甲案と呼ばれるものであった。）は、「第1条 日本国ハ君主国トス」で始まり、ポツダム宣言の受諾・履行とはおよそ縁遠いものであった。また同年2月8日に、GHQに提出された同委員会作成の憲法改正要綱（これは松本案といわれるものである。）も、これと大同小異であった。

一方、民間レベルでは、高野岩三郎・鈴木安蔵らの主宰する憲法研究会が早くも1945年12月26日、国民主権とそのもとの非政治的・儀礼的天皇制、徹底した基本的人権擁護、平和思想に基づく人格の完成と諸民族の協調をうたう「憲法草案要綱」をGHQに提出したほか、共産党が主権在民、議会制民主主義、基本的人権尊重を掲げる「新憲法の骨子」を発表（同年11月8日）し、高野岩三郎が大統領制・共和制を掲げる「改正憲法私案要綱」を発表（同年12月28日）するなどポツダム宣言に沿う憲法改正案の検討も進んでいた。

② マッカーサー三原則

このような状況下で、天皇を20個師団の米兵駐留に匹敵すると言い放ち、その精神的権威を力に日本の占領目的を達成することを目論んでいたマッカーサーは、天皇の戦争責任を追及しようとする諸国の声が次第に影響力を持ち始めた連合国極東委員会の介入をおそれ、1946年2月3日、GHQ民生局長ホイットニーに対し、以下の三原則を示し、GHQにおいて速やかに日本国憲法草案を作成して日本政府に提示し、日本政府に憲法改正を急がせることを指示した。

第1項 天皇は、国の最高位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に應えるものとする。

第2項 国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための予防手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための戦争をも放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸空海軍をもつ権能は、将来も与えられることなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

第3項 日本の封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。

華族の地位は、今後どのような国民的または市民的政治権力も伴うものではない。

予算の型は、イギリスの制度にならうこと。

③ 絶対的平和主義はマッカーサーの発案か

ところでマッカーサー三原則の第2項は、憲法9条の祖型であり、絶対的平和主義を宣命していることは一読して了解できるであろう。これは、占領軍の最高司令官であるマッカーサーが発案したものである、それがGHQ草案に取り入れられ、日本政府に押し付けられたものである、というのが押し付け憲法論の根幹をなす主張である。しかし、このような主張は誤りである。

もともとポツダム宣言も、日本の占領政策の指針や憲法改正を含む統治体制の変革の方針を指示したアメリカ本国のSWNCC（国務・陸軍・海軍三省調整委員会）の指示文書も、日本の当面の武装解除と軍国主義の一掃、国民主権、民主主義、基本的人権の尊重などを明示しているが、将来にわたって絶対的平和主義の体制を要求した文言はない。当時の国際法は、独立国家の固有の権利としての自衛権を認め、その行使としての戦争、武力の威嚇、武力の行使を認めていたのであるから、これは当然のことと言える。

たとえば1928年8月成立、1929年7月発効したパリ不戦条約の第1条は「締約国は国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし且其の相互関係に於いて国家の政策の手段としての戦争を放棄することを其の各自の人民の名に於いて厳粛に宣言す」であった。ここで放棄したのは、国際紛争解決のため戦争、国家の政策の手段としての戦争、即ち侵略戦争だけであったということに異論は見られない。

また1945年6月確定、同年10月発効した国連憲章も国連安保理による集団的安全保障体制の構築を志向しながらも、第51条で「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。以下略。」と、例外的にはあるが、各加盟国が自衛の措置をとることを認めている。

要するに当時の国際法の常識は、平和主義といえど、マッカーサー三原則第2項のような絶対的平和主義ではなく、相対的平和主義だったのである。

しからばこれはマッカーサー個人の理想精神のなせる業であろうか。断じて否である。マッカーサーは、アメリカ陸軍の最高幹部、歴戦の軍人であり、天皇の存在は、米軍20個師団の駐留にも匹敵するとして、天皇を占領政策に利用することを考えたウルトラ現実主義者である。そのような理想主義に走ることはあり得ない。

実は、絶対的平和主義を提唱し、マッカーサーに受け入れさせたのは、当時の日本政府の最高責任者である総理大臣幣原喜重郎その人であったのである。幣原は、1946年1月24日、マッカーサーとの会談で、敢然として絶対的平和主義を説いた。幣原の眼目は、天皇の人間化と絶対的平和主義を同時に提案し、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、ソ連など連合国諸国にくすぶる日本の再軍備

を危惧し、戦争の権化である天皇制を廃止しようとする声が連合国極東委員会を通じて、マッカーサー・GHQに掣肘を加え、天皇廃位、いかなる形であれ天皇制の存続を認めないといいうところに発展することを封ずることにあった。幣原は、この点について、後に、天皇の人間化と絶対的平和主義を含む憲法を、マッカーサー、GHQの命令として出してもらい、押し付けられるようにしたのだと述べている。いかなる形であれ天皇制を存続させることへの固執は、1945年4月5日・日ソ中立条約破棄通告後も、また同年6月23日・沖縄戦終結後も、ポツダム宣言受諾に至るまでの間、ソ連を頼みの綱として、連合国に国体護持の条件を受け入れてもらうように必死に画策した日本政府・外務省の宿痾ともいえるべきもので、外交官出身の幣原も免れがたいところであった。しかし、そうであってもそれと対をなす幣原の平和への思い、軍備撤廃の思想は、思いつきや方便などではなく、何のために戦争に反対し、何のために命をかけて平和を守ろうとしたのかとの痛切な思いに発するもので、生半可なものではなかった。

幣原は、絶対的平和主義を永久的規定として置くという提案に、マッカーサーも驚いていたようであったが、当時、国民主権のもとでの天皇制の存続というマッカーサーの構想に対する批判の声が連合国諸国の中にあり、困った立場にあったので、渡りに舟と、話はうまく行ったとも述懐している。

一方のマッカーサーは、「憲法9条は幣原首相の先見の明と、経綸の才と英知を示す不朽の記念塔である」（1961年・憲法調査会渡米調査団高柳賢三会長宛てマッカーサー書簡）と述べており、幣原の述懐を裏付けている。

④ 文言の変更経緯と絶対的平和主義

1946年2月3日に示されたマッカーサー三原則第2項は、その後、以下の如く、文言の変更がなされている。

・ GHQ草案

第1項 国権の発動たる戦争は、廃止する。いかなる国であれ他の国との間の紛争解決の手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。

第2項 陸軍、海軍、空軍の他の戦力は、将来もあたえられることはなく、交戦権が国に与えられることもない。

・ 憲法改正草案（第90帝国議会への政府原案）

第1項 国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との紛争解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

第2項 陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。

・ 憲法改正案委員会小委員会おける修正案

（第90帝国議会・衆議院に設置された憲法改正案小委員会において、194

6年7月27日、芦田均委員長が提案したもの)

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力はこれを保持せず、国の交戦権は、これを否認することを宣言する。

第2項 前項の目的を達するため、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

・ 憲法改正案委員会小委員会案

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

上記変更のうちマッカーサー三原則第2項からGHQ草案の文言への変更についての説明は何もなされていない。GHQ草案の第1項には「国際紛争を解決する手段としては」との限定がなされており、それはパリ不戦条約と同様で、国際法の常識では「侵略戦争」を否定する定型句であるので、自衛戦争、自衛のための武力行使は否定していないと読む余地がある。しかし、第2項の戦力不保持は無限定であるから、結局は、絶対的平和主義を宣言するものであることは変わらない。おそらく、条文化する際の技術的な変更に過ぎないであろう。

次に帝国議会への政府原案とGHQ草案とは、若干の文言の相違はあるもののその内容に変更はない。

さらに憲法改正案委員会小委員会への芦田修正案であるが、政府原案の第1項と第2項を入れ替え、第2項においては「国際紛争を解決する手段としては」戦争、武力の行使を放棄したに過ぎないのであるが、第1項において「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」、戦力放棄、交戦権否認を明記しており、全体として絶対的平和主義を宣命するものであることは明らかである。

では最後の憲法改正委員会小委員会案はどうか。第1項には「国際紛争を解決する手段としては」との限定があり、さらに第2項において「前項の目的を達するため」と受けているので、読み方によっては1項では自衛目的以外の戦争、武力の威嚇、武力の行使を放棄したものであって、第2項はそうした限定のある戦争、武力の威嚇、武力の行使の放棄という目的を達するために戦力を保持しないことと交戦権を認めないことを明らかにしたものであるとの解釈がなされる余地がないでもない。現に、後にそのように強弁されることとなった。しかし、憲法改正委員会小委員会においても、憲法改正委員会においても、さらに衆院本会議においても、そのような説明、論議は一切なされていない。そればかりか、そもそも芦田修正案が憲法改正案委員会小委員会案において再修正されていく過程で

のやりとりで、芦田は、第2項の「前項の目的」とは、「日本国民の平和的希求の念慮」を指しており、そのままでは1項と重複した言い回しになることを避けて用いたものであると説明していたのである（1946年8月1日、第7回憲法改正委員会小委員会議事録）。その後、芦田は、憲法改正委員会小委員会議事録が公開されていなかったことを奇貨として、1951年1月14日付毎日新聞紙上において、上述した限定解釈ができるように、2項に「前項の目的を達するため」という文言を付加する修正をしたのだと臆面もなく書いている。これは芦田修正に関する虚偽のほんの走りで、その後、虚偽の上塗り、芦田日記の改ざんまで行われた一大スキャンダルに発展したことはこの際省略し、ここでは芦田修正案も憲法改正委員会小委員会案も絶対的平和主義、従って現在の憲法9条も絶対的平和主義を宣言したものであることを確認しておこう。

⑤ 絶対的平和主義の受容

絶対的平和主義は、第90帝国議会における衆議院憲法改正委員会、同小委員会、及び本会議における議論を通じて、政府及び芦田均憲法改正委員会委員長は、繰り返し、絶対的平和主義の理想を強調し、憲法制定議会となった第90帝国議会において圧倒的な支持を受け、受容された。

また広く国民に支持され、受容されたことも、既に1946年3月7日、日本政府の「憲法改正草案要綱」が新聞発表され、更には同年4月17日には口語体の「憲法改正草案」も発表され、国民に新憲法の条項が広く周知された後に行われた毎日新聞世論調査の結果（同年5月27日、同紙発表）において、「戦争放棄の条項を必要と答えた者」の割合は70パーセント、「不要と答えた者」28パーセントであったことに端的に示されている。なお「不要と答えた者」の実数568人のうち、「侵略戦争は無論放棄するべきだが、自衛権まで捨てる必要はない者」が101人あったことは興味深い結果である。当時、国民の中には、自衛権の行使まで否定することについては議論がなされ、危惧する者もいたのであるが、それは圧倒的に少数で、大多数はそれを超克し、積極的に自衛権の行使までも捨てる絶対的平和主義を支持し、これを受容したのである。

同年11月3日、新憲法が公布されると、同年12月1日には、帝国議会内に芦田均を会長として「憲法普及会」が組織され、政・官・学を総動員して、新憲法普及の運動が展開された。広く国民を対象とする啓蒙のための講演会の開催、公務員を対象とする研修会の実施、新憲法の解説書の刊行、「新しい憲法 明るい生活」と題する手帳大の小冊子を全世帯に行き渡るように2000万部発行、文部省による中学1年生用の社会科教科書「あたらしい憲法のはなし」の刊行、各新聞社の協力による新憲法に関する懸賞論文募集・発表、はては新憲法啓蒙のための映画、「憲法音頭」までありとあらゆる手段で、新憲法を国民に普及し、定着させる運動により、絶対的平和条項は、空気や水のごとく、国民に浸透した。

⑥ 日本政府は、再検討の必要なしと判断

日本国憲法は、1946年8月24日、賛成428、反対8の圧倒的多数で衆議院で可決し、貴族院送付され、同年10月6日、貴族院で一部修正のうえ可決、衆議院に回付、同月7日、衆議院で可決し、枢密院の議を経て、同年11月3日、公布された。

一方、連合国極東委員会は、GHQの憲法改正への係り方に疑念を抱き、GHQの介入による憲法改正手続は、ポツダム宣言の「日本国民の自由に表明する意思」に反するとの一部の主張に配慮し、同年10月17日、新憲法施行後1年以上2年以内（1948年5月3日から1949年5月2日の間）に新憲法の再検討をすることを決定し、マッカーサーに伝達した。マッカーサーは、これに基づいて、1947年1月3日付書簡で、吉田茂首相に対し、「(前略)。施行後の初年度と第2年度の間で、憲法は日本人民ならびに国会の正式な審査に再度付されるべきであることを、連合国は決定した。もし、日本人民がその時点で憲法改正を必要と考えるならば、彼らはこの点に関する自らの意見を直接に確認するため、国民投票もしくはなんらかの適切な手段を更に必要とするであろう。換言すれば、将来における日本人民の自由の擁護者として、連合国は憲法が日本人民の自由にして熟慮された意思の表明であることに将来疑念が持たれてはならないと考えている。(後略)。」と勧告した。これに対し、同月6日付で、マッカーサーに対し、「1月3日付の書簡たしかに拝受致し、内容を仔細に心に留めました。敬具 吉田茂」との返書を送っただけで、黙殺した。善解すれば、新憲法は国民の圧倒的支持を得ているので再検討には及ばないということであろう。

1948年3月、吉田内閣にかわって芦田均を首班とする芦田内閣が成立したが、その年8月に入って、新憲法改正の要否が論じられるようになった。その議論を通じて、憲法9条を改正せよという見解は皆無で、いくつか技術的な問題点が提起されたにとどまり、そのような問題で国民投票までして改正するようなことは疑問であるとの意見が大勢を占め、新憲法改正論議は収束した。

こうした経過から言えることは、日本政府は、自らの判断で、新憲法を改正する必要なしと判断したということである。

(3) 憲法9条の歪曲の歴史

憲法9条の歪曲の歴史を語るには別に長文の論稿を必要とするであろう。ここでは日本政府の9条解釈の変遷だけを若干整理してみることにする。それは以下のとおりである。絶対的平和主義はかくも無残に切り刻まれ、いまや瀕死の淵にあるといわねばならない。

① 自衛権について

1946年 6月 衆院本会議での吉田首相答弁「9条は直接的には自衛権を放棄していないが、2項において一切の軍備と国の交戦権を認め

ない結果自衛権の発動としての戦争も放棄した」

1950年 1月 衆院本会議での吉田首相施政方針演説「戦争放棄に徹することは、決して自衛権を放棄するということを意味するものではない」

1954年 12月 鳩山内閣統一見解（衆院予算委での大村清一防衛庁長官答弁）
「憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない」「自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない」

② 戦力・自衛力について

1952年 11月 戦力に関する吉田内閣統一見解「①9条2項の戦力とは、近代戦争に役立つ程度の装備、編成を備えるもの ②陸海軍とは、戦争目的のために装備編成された組織体 ③戦力とは人的、物的に組織化された総合力で、兵器そのものは戦力ではない ④保安隊は組織目的と装備編成から判断して、近代戦争遂行の能力がないから戦力にはあたらない」

1954年 12月 鳩山内閣統一見解（衆院予算委での大村清一防衛庁長官答弁）
「9条は独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のための必要相当な実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない」

1972年 11月 参院予算委吉田一郎内閣法制局長官答弁「否定されていない自衛権行使の裏付けとして、自衛のための必要最小限度の実力を備えることは許されると解されるので、その最小限度を超えるものが9条2項の戦力である」

参院予算委での田中角栄首相答弁「防衛のため必要な力は、相手が非常に高速になればこちらも高速にならざるを得ない」「これは相対的なものであるから相手が強くなればこちらも強くならなければいかぬ」

③ 海外派兵について

1980年 10月 衆院稲葉誠一議員に対する政府答弁書「海外派兵とは・・・一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない」「海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的を持たないで部隊を他国に派遣することは憲法上許されないわけではない。しかしながら法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国に派遣することはできない」

1992年 4月 参院国際平和協力特別委工藤敦夫内閣法制局長官答弁「PKO活動への参加、この場合には・・・我が国が武力行使をするとの評価を受けることはないので、憲法の禁ずる海外派兵にあたらない」

④ 自衛権行使の要件・限界

1954年 4月 衆院内閣委佐藤達夫法制局長官答弁「いわゆる自衛権の限界は・・・急迫不正の侵害、即ち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないこと、さらに必要最小限度それを防御するために必要な方法をとるという三つの原則を厳格なる自衛権行使の要件と考える」

1967年 3月 衆院予算委佐藤首相答弁「わが国が持ち得る自衛力、これは他国に対して侵略的脅威を与えない、侵略的脅威を与えるものであってはならない」

1972年10月 衆院本会議田中首相答弁「専守防衛ないし専守防御というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行うこと。これはわが国防衛の基本方針であって、この考え方を変えるということはない」

1978年 3月 参院予算委真田秀夫内閣法制局長官答弁「自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法9条2項によっても禁止されておらず、従って右の限界の範囲にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではない」

1981年 4月 衆院檜崎弥之助議員の質問趣意書に対する政府答弁書「必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られるものではない・・・・それが、具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるのでいちがいにはいえない」

⑤ 集団的自衛権について

1981年 5月 衆院稲葉議員の質問趣意書に対する答弁「わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛する必要最小限度の範囲にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって憲法上許されないと考える」

1990年10月 海部内閣統一見解（衆院国連特別委中山太郎外相答弁）「いわ

ゆる国連軍に対する関与のあり方としては「参加」と「協力」とが考えられる」「参加」とは当該国連軍の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、・・・自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって憲法上許されない」「参加」に至らない「協力」については、・・・当該国連軍の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許される」

衆院国連特別委工藤内閣法制局長官答弁「いわゆる携行している武器で、危難を避けるために必要最小限度の、いわば正当防衛、緊急避難的な武器の使用ということであれば、これは事態によっては考えられないことではない。・・・本来は回避すべきところであるが、・・・限定されて認められる」

(4) 今、再び憲法9条が輝く時代に

2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、解釈改憲による集団的自衛権の容認に踏み込もうとし、さらには、拡大した政治勢力を背景に、国防軍創設を掲げる自民党「日本国憲法改正草案」を国民に押しつけようとしている。

これに対して、今、憲法9条の絶対的平和主義とその基礎にある平和的生存権を深く学び、その先駆性、優位性を理論的に解明し、これまでの解釈改憲の歩みを押し返し、明文改憲と国防軍創設の企図を押し止めることが国民的運動の喫緊の課題となっている。

今こそ、9条ルネッサンス、目をアジア、世界にも向け、アジアと世界の構造的貧困と暴力にメスを入れ、テロと武力による脅迫の連鎖に終止符を打たなければならない。

勿論、憲法9条は、核武装ポテンシャルを抑止力とする安全保障政策を弾劾する。

6 まとめ

以上見てきたとおりわが国の原発推進政策は、その裏面に核武装のポテンシャルを抑止力とする安全保障政策を持つものであり、「脱原発」の運動は、その根底に核兵器廃絶の思想と憲法9条を据えなければ原発推進政策と大きな政策的対決軸を構成することはできない。そしてそのようにして対決軸を構成する努力をすることは、同時に、今、大きく盛り上がりつつある憲法改正反対の国民的世論、国内・国際の反核・平和運動と「脱原発」の運動とが大きく一つとなって、統一した力になることでもある。

参考文献

- ・桜井淳「新版原発のどこが危険か 世界の事故と福島原発」(朝日選書)
- ・石川迪夫「原子炉の暴走 第2版」(日刊工業新聞社)
- ・榎本聡明「原子力発電がよくわかる本」(オーム社)
- ・竹内敬二「電力の社会史 何が東京電力を生んだのか」(朝日選書)

- ・国立国会図書館経済産業調査室・課「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」（調査と情報・756号）
- ・吉岡斉「新版原子力の社会史 その日本的展開」（朝日選書）
- ・同「脱原子力国家への道」（叢書・「震災と社会」・岩波書店）
- ・春名幹男「原爆から原発へ マンハッタン計画という淵源」（「世界」2011年6月号 岩波書店）
- ・中日新聞連載「日米同盟と核」
- ・常石敬一「原発とプルトニウム パンドラの箱を開けてしまった科学者たち」（PHPサイエンスワールド新書）
- ・寺島実郎「脳力のレッスン緊急編・いま原子力をどう位置づけるのかーより国家が責任を持つ体制を求めて」（「世界」2011年8月号 岩波書店）
- ・山崎正勝・太田昌克・池田香代「緊急座談会 なぜ原子力基本法は改悪されたのか」（「世界」2012年8月号 岩波書店）
- ・山岡淳一郎「原発と権力ー戦後から辿る支配者の系譜」（ちくま新書）
- ・加藤哲郎・井川充雄編「原子力と冷戦」（花伝社）
- ・ステファニー・クック「原子力 その隠蔽された真実」（飛鳥新社）
- ・「NHスペシャル」取材班「核を求めた日本ー被爆国の知られざる真実」（光文社）
- ・長谷川毅「暗闘 スターリン、トルーマンと日本降伏」（中公文庫／上・下）
- ・古関彰一「日本国憲法の誕生」（岩波現代文庫）
- ・同上「憲法9条はなぜ制定されたか」（岩波ブックレット）
- ・竹前栄治「戦後占領史」（岩波同時代ライブラリー）
- ・芦部信喜「憲法 新訂補訂版」（岩波書店）
- ・浦部法穂「憲法学教室」（日本評論社）
- ・田中伸尚「憲法9条の戦後史」（岩波新書）
- ・昭和39年2月憲法調査会事務局「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について（平野三郎氏記）」
- ・深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」（岩波書店）
- ・幣原喜重郎「外交50年」（中公文庫）
- ・平野三郎「天皇と象の肉」（けやき出版）
- ・山中永之佑ら「資料で考える憲法 第2版」（法律文化社）
- ・岩田行雄編・著「検証・憲法九条の誕生 増補・改訂第四版」（自費出版）